

1. 生活支援サービス提供事業者

事業者の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先			
事業者の名称	フリガナ ケイエムワイゴウドウガイシャ K M Y 合 同 会 社		
事業者の所在地	〒989-0821 宮城県刈田郡蔵王町大字円田字駅内 19		
事業者の連絡先	電話番号	0224-33-2334	
	FAX 番号	0224-33-2344	
事業者の代表氏名	代表社員 吉田 真紀子		

2. 受託概要

住宅の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先			
住宅の名称	フリガナ サービスツキコウレイシヤムケジュウタク フラン サービス付き高齢者向け住宅 ふらん		
住宅の所在地	〒989-0821 宮城県刈田郡蔵王町大字円田字駅内 19		
住宅の連絡先	電話番号	0224-33-2334	
	FAX 番号	0224-33-2344	
住宅の管理者名			
住宅の開設年月日			
住居の契約方式			

3・生活支援サービス職員体制

生活支援サービス職員体制等			
生活支援サービス職員			
	サービス種類ごとに業務に係る人数 を記載して下さい	人数	委託先等
	基本サービススタッフ	1人	
	夜間体制		緊急通報サービス

4. 生活支援サービスの内容

生活支援サービスに関する方針等			
	基本サービススタッフが生活、介護などの相談、見守り、安否確認及び緊急時の対応などのサービスを提供するとともに、法人が経営する訪問介護・介護予防訪問介護のスタッフと連携し、家庭的な雰囲気の中で楽しく穏やかな生活環境を提供します。		
生活支援サービスの内容			
	サービスの種類	料金	(提供内容・方法・提供者)
基本サービス	安否確認・緊急時の対応	8,000 円 (税込) ／付額	※サービス付き高齢者向け住宅ふらんスタッフが提供 ：安否確認 日常的なゴミを居室まで取りに伺った際に、安否確認をいたします。 ：緊急時対応 ナースコールシステムにて、安否確認・緊急時対応をさせていただきます。 緊急時にはご家族への連絡等を行います。
	生活相談サービス		※サービス付き高齢者向け住宅ふらんスタッフが提供 住宅のスタッフが毎日 9：00～18：00 の間対応いたします。 ：日常生活上の相談 日常生活上の困りごと、健康・体調に関すること、地域情報に関すること等のご相談に応じます。
	健康管理サービス		：健康管理 必要に応じて体温・血圧などをチェックします。
	医療機関への情報提供サービス		：医療機関への情報の提供（医療機関への支払は本人負担） 利用者の希望により、提携医療機関やその他医療機関への連携をいたします。
	共用エリアサービス		：共用エリアの利用 食堂などをご利用いただけます。
	郵便物・配達物等の預かりサービス		：郵便物・配達物などの預かり 不在時などに一時的にお預かりいたします。
	受付サービス		：受付サービス 来訪者の用件を確認し、対応します。
	ゴミだしサービス		：ゴミだしサービス 日常的なゴミをご居室まで取りに伺います。
	簡単な修繕作業サービス		：簡単な修繕全作業 工具を必要としない程度の作業を手伝います。（カーテン、電球の取り付け、AV 機器の配達程度）
	業者等への依頼・調整代行	：業者などへの依頼・調整代行 出前や修理などの依頼や作業の調整などを代行します。	
上記以外の生活支援サービス等（選択サービス） ※ご希望により下記のサービスを利用することが出来ます。また、キャンセル・変更等は提供される日の 7 日前までにお知らせ下さい。尚、7 日前以降のキャンセル時の返金は致しかねます。			
選択サービス	食事の提供サービス	48,000 円 (税込) ／月額	食事は月単位での請求となります。 ：食費：付額 48,000 円（30 日の場合）「朝食 400 円、昼食 600 円、夕食 600 円」 ：朝食は 8：00～9：00 まで。昼食は 12：00～13：00 まで。夕食は 17：00～18：00 まで。1 階の食堂で提供します。居室へ配食することもできます。

5.月額利用料の請求及び支払方法

請求方法	<ul style="list-style-type: none"> ・居室利用料 毎月 15 日に前月分を請求いたします。 ・共益費 毎月 15 日に前月分を請求いたします。 ・基本サービス料金 毎月 15 日に前月分を請求いたします。 ・オプションサービス 毎月 15 日に前月分を請求いたします。 ・介護保険サービス費自己負担分 毎月 15 日に前月分を請求いたします。
支払方法	<p>ア. 下記指定口座への振り込み</p> <p>金融機関名：七十七銀行 蔵王支店 「普通 口座番号 5182395」</p> <p>口座名義：KMY 合同会社 代表社員 吉田真紀子</p>

6.生活支援サービス利用者からの苦情に対する窓口等の状況

利用支援サービス利用者からの苦情に対する窓口等の状況		
窓口の名称	KMY 合同会社苦情相談窓口	
電話番号	0224-33-2334	
対応している時間	平日	9時00分～18時00分
	土曜	9時00分～18時00分
	日曜	9時00分～18時00分
	祝日	9時00分～18時00分
定休日	特になし	
留意事項	苦情受付担当が休みの場合は、翌日の受付となります。	
サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応		
<p>具体的な対応</p> <p>利用者に対するサービスの提供に当たって、事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に障害が発生した場合は不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者に重過失がある場合事業者は、賠償責任を免除され、又は、賠償額を減額することもあります。</p>		

7.生活支援サービス利用にあたっての留意事項

外出・帰宅・訪問等	外出・帰宅及びご家族様は、9:00～18:00 となりますが、その他時間外来訪はご相談に応じます。	
共用施設の利用について	食堂	いつでも、他のご入居者様やご家族との歓談にご使用ください。
	ゴミ処理	基本サービスとして、ゴミだしサービスを行っています。各居室にお伺いします。

8.契約の解除内容等

入居者からの解約	入居者及び入居代理人は、事業者に対し1ヶ月の予告期間を置いて、文書で通知することにより、本契約を解約することが出来ます。
事業者からの解約	サービス付き高齢者向け住宅 ふらん 入居契約書の第11条のとおりとします。

9.損害賠償責任保険の内容

損害賠償責任保険の加入状況	
	有 ・ 無 ()

年 月 日

説明者氏名 _____ (印)

上記内容の説明を受け、了承しました。

利用者氏名 : _____ (印)

※署名代行の場合

代行者氏名 : _____ 本人との続柄 () (印)

※代理人を定める場合

代理人氏名 : _____ 本人との続柄 () (印)

住所 : _____

入居契約書（普通建物賃貸借契約・（A）毎月払い）

（1）賃貸借の目的物

建物の名称・所在地等	名称	サービス付き高齢者向け住宅 ふらん			
	所在地	宮城県刈田郡蔵王町大字円田字駅内19番地			
	建て方	共同建 長屋建 一戸建 <u>その他</u>	構造	<u>木造</u> 非木造（ ）	
			戸数	2階建 10戸	
		工事完了年 H26年 （大規模修繕を（ ）年実施）			
住戸部分	住戸番号	号室	間取り	（ ）LDK・DK・K、 <u>リノール</u> ／	
	面積	㎡（それ以外に、バルコニー_____㎡）			
	設備等	加齢対応構造等	<u>有</u>		
		台所	有・ <u>無</u>		
トイレ		専用（水洗）			
収納設備		<u>有</u> ・無			
洗面設備		<u>有</u> ・無			
浴室		有・ <u>無</u>			
シャワー		有・ <u>無</u>			
洗濯機置場		有・ <u>無</u>			
給湯設備		有（IH・ガス）・ <u>無</u>			
ガスコンロ・電気コンロ・IH調理器		有・ <u>無</u>			
冷暖房設備		<u>有</u> ・無			
緊急通報設備		<u>有</u> ・無			
安否確認設備		<u>有</u> ・無			
備え付け照明設備		<u>有</u> ・無			
オートロック		有・ <u>無</u>			
地デジ対応・CATV対応		<u>有</u> ・無			
インターネット対応		有・ <u>無</u>			
メールボックス	有・ <u>無</u>				
宅配ボックス	有・ <u>無</u>				
鍵	有・ <u>無</u> （鍵No. _____ 本）				
使用可能電気容量	（ 20 ）アンペア				
ガス	有（都市ガス・プロパンガス）・ <u>無</u>				
上水道	<u>水道本管より直結</u> ・受水槽・井戸水				
下水道	<u>有</u> （公共下水道・浄化槽）・無				

共用部分	設備等	談話室	<input checked="" type="checkbox"/> 有	
		台所	<input checked="" type="checkbox"/> 有	
		食堂	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (合計 36.24) m ² ・無	
		収納設備	有 () m ² ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
		共同浴場	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (4.96) m ² ・無	
		緊急通報設備	有 (設置場所:)・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
附属施設	駐車場	<input checked="" type="checkbox"/> 含む・ <input checked="" type="checkbox"/> 含まない	1台分 (位置番号:)	
	物置	含む・ <input checked="" type="checkbox"/> 含まない		
	専用庭	含む・ <input checked="" type="checkbox"/> 含まない		

(2) 契約期間

始期 (入居予定日)	年 月 日から	年 月間
終期	年 月 日まで	

(3) 賃料等

賃料の支払い方法	額	支払期限
毎月払い	別紙請求書の通り	当月分・翌月分を毎月 27 日まで
共益費	額	支払期限
	25,000 円	当月分・翌月分を毎月 27 日まで
敷金	賃料の 2 か月相当分 78000 円	
支払方法 (該当する□にチェック)	<input type="checkbox"/> 振込方式 振込先金融機関名: 七十七銀行 蔵王支店 預金: 普通 ・ 当座 口座番号: 5 1 8 2 3 9 5 口座名義人: KMY 合同会社 代表社員 吉田眞紀子 振込手数料負担者: 貸主・借主	
	<input type="checkbox"/> 口座自動振替方式	
	<input type="checkbox"/> 支払委託方式 (収納会社名:)	
	<input type="checkbox"/> 持参方式 (持参先:)	

(4) 貸主及び管理業者

貸主 (社名・代表者)	住所: 〒989-0821
	氏名: KMY 合同会社 代表社員 吉田眞紀子
	電話番号: 0224-33-2334
	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録番号
	[宮城県] 知事 第 宮 13006-3 号

管 理 業 者 (社名・代表 者)	住所：〒989-0821 宮城県刈田郡蔵王町大字円田字駅内19番地 氏名：KMY 合同会社 代表社員 吉田 真紀子 電話番号：0224-33-2334 賃貸住宅管理業者登録番号 国土交通大臣 () 第 号
-------------------------	---

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

建物の所有者	住所：〒989-0821 宮城県刈田郡蔵王町大字円田字駅内19番地 氏名：KMY 合同会社 代表社員 吉田 真紀子 電話番号：0224-33-2334
--------	---

(5) 借主及び同居人

氏 名 ・ 生 年 月 日	借 主	同 居 人				
		氏名	氏名	年	月	日生
		借主との続柄等				
		氏名	年	月	日生	歳
		借主との続柄等				
		氏名	年	月	日生	歳
		借主との続柄等				
	年 月 日生 歳	合計				人

※残置物引取人を定める場合は、以下の欄を追加

残置物引取人	住所：〒 氏名： 電話番号： 借主との関係：
--------	------------------------------

※緊急連絡先となる者を定める場合は、以下の欄を追加

緊急連絡先 となる者	住所：〒 氏名： 電話番号： 借主との関係：
---------------	------------------------------

(6) 連帯保証人及び極度額

連帯保証人	住所：〒 氏名： 電話番号：
極度額	¥507,000円 (家賃13か月分)

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、頭書（1）に記載する賃貸借の目的物（以下「本物件」という。）

2 建物の賃貸借が終了した場合には、基本サービスの提供も終了するものとする。

3 基本サービスの提供が終了した場合には、建物の賃貸借も終了するものとする。ただし、乙の責によらない事由により基本サービスの提供が終了した場合には、乙は、建物の賃貸借の継続又は終了のいずれかを選択することができる。

(契約期間、更新等)

第2条 契約期間は、頭書（2）に記載するとおりとする。

2 乙は、物件が完成しているなど、入居可能な状態になっていることを前提として、契約期間の始期（入居予定日）に入居することとする。ただし、契約締結後における乙の急な入院などやむを得ない理由があるときは、甲の同意を得て契約期間の始期（入居予定日）を延期することができる。

3 甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。その際、建物の賃貸借契約を更新した場合には、基本サービスの提供契約も更新することとする。

(使用目的)

第3条 乙は、居住のみを目的として本物件を使用しなければならない。

(賃料)

第4条 乙は、頭書（3）の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 1か月に満たない期間の賃料は、1か月を30日として日割計算した額とする。

3 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができる。

一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合

二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合

三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

(共益費)

第5条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下この条において「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を甲に支払うものとする。

2 前項の共益費は、頭書（3）の記載に従い、支払わなければならない。

3 1か月に満たない期間の共益費は、1か月を30日として日割計算した額とする。

4 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

(敷金)

第6条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書（3）に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金の全額を無利息で乙に返還しなければならない。ただし、甲は、本物件の明渡し時に、賃料及び共益費の滞納、第15条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約（建物の賃貸借に係る部分に限る。）から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金から差し引くことができる。

4 前項ただし書の場合には、甲は、敷金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

二 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。

三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

イ 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

ロ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

（禁止又は制限される行為）

第8条 乙は、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は、本物件の使用に当たり、別表第1に掲げる行為を行ってはならない。

4 乙は、本物件の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、別表第2に掲げる行為を行ってはならない。

5 乙は、本物件の使用に当たり、別表第3に掲げる行為を行う場合には、甲に通知しなければならない。

（契約期間中の修繕）

第9条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合においては、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 乙は、甲の承諾を得ることなく、別表第4に掲げる修繕を自らの負担において行うことができる。

（契約の解除）

第10条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

一 第4条第1項に規定する賃料支払義務

二 第5条第2項に規定する共益費支払義務

三 第7条第3項に規定する「基本サービス料金」支払義務

四 前条第1項後段に規定する費用負担義務

2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

一 第3条に規定する本物件の使用目的遵守義務

二 第9条各項に規定する義務（同条第3項に規定する義務のうち、別表第1第六号から第八号までに掲げる行為に係るものを除く。）

三 その他本契約書に規定する乙の義務

3 甲は、乙が年齢を偽って入居資格を有すると誤認させるなどの不正の行為によって本物件に入居したときは、本契約を解除することができる。

4 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

一 第8条各号の確約に反する事実が判明した場合

二 契約締結後に自ら又は自らの役員が反社会的勢力に該当することとなった場合

5 甲は、乙が別表第1第六号から第八号までに掲げる行為を行った場合には、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

第 11 条 乙は、甲に対して少なくとも 30 日前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、解約申入れの日から 30 日分の賃料及び基本サービス料金（本契約の解約後の賃料相当額及び「基本サービス料金」相当額を含む。）を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して 30 日を経過する日までの間、随時に本契約を解約することができる。

(契約の消滅)

第 12 条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により本物件が滅失した場合には、当然に消滅する。

(明渡し)

第 13 条 乙は、本契約が終了する日までに（第 11 条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに）本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、前項の明渡しをするときには、明渡し日を事前に甲に通知しなければならない。

(明渡し時の原状回復)

第 14 条 乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。

2 甲及び乙は、本物件の明渡し時において、契約時に特約を定めた場合は当該特約を含め、別表第 5 の規定に基づき乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

(残置物の引取り等)

第 15 条 乙は、本契約が終了した場合において乙が残置物を引き取ることができない又は困難であるときに備えて、あらかじめ、当該残置物の引取人（以下この条において「残置物引取人」という。）を定めることができる。

2 残置物引取人に支障が生じた場合にあっては、乙は、甲に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。この場合においては、乙は、甲の承認を得て、新たな残置物引取人を定めることができる。

3 第 1 項の規定により残置物引取人を定めた場合にあっては、甲は、本契約が終了した後遅滞なく、乙又は残置物引取人に本契約が終了した旨を連絡するものとする。

4 乙又は残置物引取人は、本契約の終了から 1 月を経過する日までに、当該残置物を引き取らなければならない。

5 甲は、乙又は残置物引取人が、本契約の終了から 1 月を経過する日までに当該残置物を引き取らない場合にあっては、当該残置物を乙又は残置物引取人に引き渡すことができるものとする。この場合においては、当該引渡しの費用を敷金から差し引くことができる。

6 甲は、甲の責めに帰すべき事由によらないで前項の残置物の引渡しをなし得ない場合又は乙又は残置物引取人が当該残置物を受領しない場合若しくは受領し得ない場合には、乙又は残置物引取人が当該残置物の所有権を放棄したものとみなし、当該残置物を処分することができるものとする。この場合においては、当該処分の費用を敷金から差し引くことができる。

7 甲は、乙が残置物引取人を定めない場合にあっては、本契約の終了から 1 月を経過したときは、乙が当該残置物の所有権を放棄したものとみなし、当該残置物を処分することができるものとする。この場合においては、当該処分の費用を敷金から差し引くことができる。

(立入り)

第 16 条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするとき

は、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、災害その他により乙又は第三者の生命又は財産に重大な損害が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件に立ち入ることができる。この場合において、甲は乙の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を乙に通知しなければならない。

(債務の保証)

第 17 条 連帯保証人（以下「丙」という）は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても同様とする。

2 前項の丙の負担は頭書（6）及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする。

3 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

(緊急連絡先の指定)

第 18 条 乙は、乙の病気、死亡等に備えて、甲からの連絡、相談等に応じ、適切な対応を行う者として、緊急連絡先となる者を定めることができる。

2 緊急連絡先となる者に支障が生じた場合にあっては、乙は、甲に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。この場合においては、乙は、甲の承認を得て、新たな緊急連絡先となる者を定めることができる。

(協議)

第 19 条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法、借地借家法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(特約条項)

第 20 条 第 20 条までの規定以外に、本契約の特約については、下記のとおりとする。

甲： KMY 合同会社 印

乙： 印

別表第1（第9条第3項関係）

一	銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
二	大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
三	排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
四	大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
五	猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。
六	本物件を、反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
七	本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
八	本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。
九	上記のほか、騒音、振動、不潔行為等により、近隣又は他の入居者に迷惑をかけること。

別表第2（第9条第4項関係）

一	階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。
二	階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。
三	鑑賞用の小鳥、魚等であって明らかに近隣に迷惑をかけるおそれのない動物以外の犬、猫等の動物（別表第1第五号に掲げる動物を除く。）を飼育すること。
四	頭書（6）に記載する同居人に新たな同居人を追加すること（別表第3第一号又は第二号に規定する場合を除く。）。

別表第3（第9条第5項関係）

一	頭書（6）に記載する同居人に新たな同居人として介護者を追加すること。
二	頭書（6）に記載する同居人に出生により新たな同居人を追加すること。
三	1か月以上継続して本物件を留守にすること。

別表第4（第10条第3項関係）

畳表の取替え、裏返し	ヒューズの取替え
障子紙の張替え	給水栓の取替え
ふすま紙の張替え	排水栓の取替え
電球、蛍光灯、LED照明の取替え	その他費用が軽微な修繕

別表第5（第15条関係）

【原状回復の条件について】

本物件の原状回復条件は、下記Ⅱの「例外としての特約」による以外は、賃貸住宅の原状回復に関する費用負担の一般原則の考え方によります。すなわち、

- ・ 賃借人の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用方法を超越するような使用による損耗等については、賃借人が負担すべき費用となる。
- ・ 建物・設備等の自然的な劣化・損耗等（経年変化）及び賃借人の通常の使用により生ずる損耗等（通常損耗）については、賃貸人が負担すべき費用となる

ものとしします。

その具体的内容は、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版）」において定められた別表1及び別表2のとおりですが、その概要は、下記Ⅰのとおりです。

Ⅰ 本物件の原状回復条件

（ただし、民法90条及び消費者契約法8条・9条・10条に反しない内容に関して、下記Ⅱの「例外としての特約」の合意がある場合は、その内容によります。）

1 賃貸人・賃借人の修繕分担表

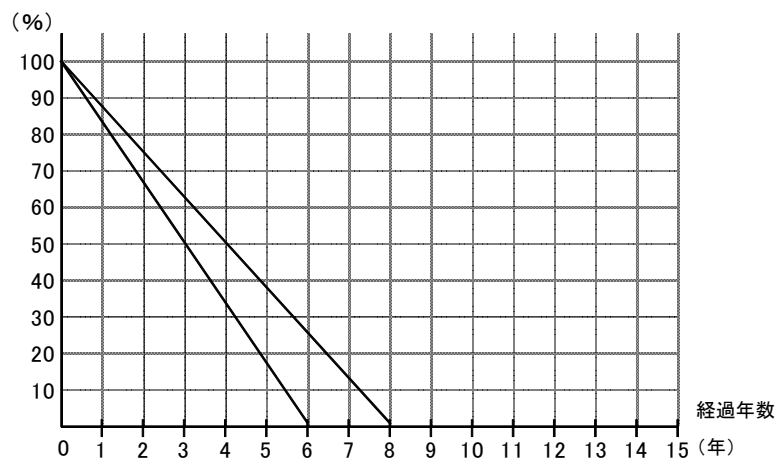
賃貸人の負担となるもの	賃借人の負担となるもの
【床（畳・フローリング・カーペットなど）】	
1. 畳の裏返し、表替え（特に破損してないが、次の入居者確保のために行うもの） 2. フローリングのワックスがけ 3. 家具の設置による床、カーペットのへこみ、設置跡 4. 畳の変色、フローリングの色落ち（日照、建物構造欠陥による雨漏りなどで発生したもの）	1. カーペットに飲み物等をこぼしたことによるシミ、カビ（こぼした後の手入れ不足等の場合） 2. 冷蔵庫下のサビ跡（サビを放置し、床に汚損等の損害を与えた場合） 3. 引越作業等で生じた引っかきキズ 4. フローリングの色落ち（賃借人の不注意で雨が吹き込んだことなどによるもの）
【壁、天井（クロスなど）】	
1. テレビ、冷蔵庫等の後部壁面の黒ずみ（いわゆる電気ヤケ） 2. 壁に貼ったポスターや絵画の跡 3. 壁等の画鋲、ピン等の穴（下地ボードの張替えは不要な程度のもの） 4. エアコン（賃借人所有）設置による壁のビス穴、跡 5. クロスの変色（日照などの自然現象によるもの）	1. 賃借人が日常の清掃を怠ったための台所の油汚れ（使用後の手入れが悪く、ススや油が付着している場合） 2. 賃借人が結露を放置したことで拡大したカビ、シミ（賃貸人に通知もせず、かつ、拭き取るなどの手入れを怠り、壁等を腐食させた場合） 3. クーラーから水漏れし、賃借人が放置したため壁が腐食 4. タバコのヤニ、臭い（喫煙等によりクロス等が変色したり、臭いが付着している場合） 5. 壁等のくぎ穴、ネジ穴（重量物をかけるためにあけたもので、下地ボードの張替えが必要な程度のもの） 6. 賃借人が天井に直接つけた照明器具の跡 7. 落書き等の故意による毀損
【建具等、襖、柱等】	
1. 網戸の張替え（特に破損はしてないが、次の入居者確保のために行うもの） 2. 地震で破損したガラス 3. 網入りガラスの亀裂（構造により自然に発生したもの）	1. 飼育ペットによる柱等のキズ、臭い（ペットによる柱、クロス等にキズが付いたり、臭いが付着している場合） 2. 落書き等の故意による毀損
【設備、その他】	
1. 専門業者による全体のハウスクリーニング（賃借人が通常の清掃を実施している場合） 2. エアコンの内部洗浄（喫煙等の臭いなどが付着していない場合） 3. 消毒（台所・トイレ） 4. 浴槽、風呂釜等の取替え（破損等はしてないが、次の入居者確保のために行うもの） 5. 鍵の取替え（破損、鍵紛失のない場合） 6. 設備機器の故障、使用不能（機器の寿命によるもの）	1. ガスコンロ置き場、換気扇等の油汚れ、すす（賃借人が清掃・手入れを怠った結果汚損が生じた場合） 2. 風呂、トイレ、洗面台の水垢、カビ等（賃借人が清掃・手入れを怠った結果汚損が生じた場合） 3. 日常の不適切な手入れもしくは用法違反による設備の毀損 4. 鍵の紛失又は破損による取替え 5. 戸建賃貸住宅の庭に生い茂った雑草

2 賃借人の負担単位

負担内容		賃借人の負担単位		経過年数等の考慮
床	毀損部分の補修	畳	原則一枚単位 毀損部分が複数枚の場合はその枚数分(裏返しとか表替えかは、毀損の程度による)	(畳表) 経過年数は考慮しない。
		カーペット クッションフロア	毀損等が複数箇所の場合は、居室全体	(畳床・カーペット・クッションフロア) 6年で残存価値1円となるような負担割合を算定する。
		フローリング	原則㎡単位 毀損等が複数箇所の場合は、居室全体	(フローリング) 補修は経過年数を考慮しない (フローリング全体にわたる毀損等があり、張り替える場合は、当該建物の耐用年数で残存価値1円となるような負担割合を算定する。)
壁・天井(クロス)	毀損部分の補修	壁(クロス)	㎡単位が望ましいが、賃借人が毀損した箇所を含む一面分までは張替え費用を賃借人負担としてもやむをえないとする。	(壁〔クロス〕) 6年で残存価値1円となるような負担割合を算定する。
		タバコ等のヤニ、臭い	喫煙等により当該居室全体においてクロス等がヤニで変色したり臭いが付着した場合のみ、居室全体のクリーニング又は張替費用を賃借人負担とすることが妥当と考えられる。	
建具・柱	毀損部分の補修	襖	1枚単位	(襖紙、障子紙) 経過年数は考慮しない。
		柱	1枚単位	(襖、障子等の建具部分、柱) 経過年数は考慮しない。
設備・その他	設備の補修	設備機器	補修部分、交換相当費用	(設備機器) 耐用年数経過時点で残存価値1円となるような直線(又は曲線)を想定し、負担割合を算定する。
	返鍵の	鍵	補修部分 紛失の場合は、シリンダーの交換も含む。	鍵の紛失の場合は、経過年数は考慮しない。交換費用相当分を借主負担とする。
	清掃※	クリーニング ※通常の清掃や退去時の清掃を怠った場合のみ	部位ごと、又は住戸全体	経過年数は考慮しない。借主負担となるのは、通常の清掃を実施していない場合で、部位もしくは、住戸全体の清掃費用相当分を借主負担とする。

設備等の経過年数と賃借人負担割合(耐用年数6年及び8年、定額法の場合)

賃借人負担割合(原状回復義務がある場合)



3 原状回復工事施工目安単価

(物件に応じて、空欄に「対象箇所」、「単位」、「単価 (円)」を記入して使用してください。)

対象箇所		単位	単価 (円)
	床		
	天井・壁		
	建具・柱		
設備・その他	共通		
	玄関・廊下		
	台所・キッチン		
	浴室・洗面所・トイレ		
	その他		

※この単価は、あくまでも目安であり、入居時における賃借人・賃貸人双方で負担の概算額を認識するためのものです。

※従って、退去時においては、資材の価格や在庫状況の変動、毀損の程度や原状回復施工方法等を考慮して、賃借人・賃貸人双方で協議した施工単価で原状回復工事を実施することとなります。

II 例外としての特約

原状回復に関する費用の一般原則は上記のとおりですが、賃借人は、例外として、下記の費用については、賃借人の負担とすることに合意します (但し、民法第 90 条及び消費者契約法第 8 条・第 9 条・及び第 10 条に反しない内容に限ります)。

(括弧内は、本来は賃貸人が負担すべきものである費用を、特別に賃借人が負担することとする理由。)

.	_____
甲：	KMY 合同会社 印
乙：	印

下記貸主（甲）と借主（乙）は、本物件及び頭書（４）に記載する状況把握・生活相談サービスの内容等について上記のとおり高齢者の居住の安定確保に関する法律第５条第１項に規定するサービス付き高齢者向け住宅で状況把握・生活相談サービスが提供されるものに係る賃貸借契約を締結したことを証するため、本契約書２通を作成し、記名押印の上、各自その１通を保有する。

年 月 日

貸主（甲） 住所 宮城県刈田郡蔵王町大字円田字駅内１９番地
氏名 KMY 合同会社 印
電話番号 ０２２４－３３－２３３４

借主（乙） 住所
氏名 印
電話番号

※残置物引取人を定める場合
残置物引取人 住所
氏名 印
電話番号

※連帯保証人を定める場合
連帯保証人 住所
氏名 印
電話番号
極度額 ￥507,000 円

※緊急連絡先となる者を定める場合
緊急連絡先となる者
住所
氏名 印
電話番号

※媒介・代理業者がある場合
媒介 免許証番号〔 〕知事・国土交通大臣（ ）第 号
業者
代理 事務所所在地
商号（名称）
代表者氏名 印
宅地建物取引主任者 登録番号〔 〕知事 第 号
氏名